# 地方公共団体における規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】の概要

#### 本マニュアルの趣旨(第1章)

- ・国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするため、**暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体による規制の見直しが重要**。
- ・デジタル臨調における国の法令等の見直しの考え方や先行団体の取組を紹介するとともに、地方公共団体が条例等の見直しに取り組むための 推進体制や作業手順の案を示す。

#### デジタル臨時行政調査会における国のアナログ規制の点検・見直し(第2章)

- ・内閣総理大臣の下に関係省庁及び専門家を結集し、国の法令等の点検・見直しの基準や対象範囲(※)等の考え方を決定。
- ※ アナログ規制7項目(目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧)のほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定等
- ・ 事務局(デジタル庁)と各規制所管府省が連携して、各規制の見直し方針について「規制の一括見直しプラン」を策定
- ・具体的な見直しの内容、スケジュール等について、2022年末までに「見直し工程表」を公表。

#### 地方公共団体のアナログ規制の点検・見直し (第3章)

#### 規制の点検・見直しの手順

#### Step 1

組織の意思統一・推進体制構築

- ・規制の点検・見直しの推進には、**首長等のリーダーシップにより庁内の前向きな機運の醸成が重要**。
- ・見直し方針の策定や規制所管部門等の調整を行う<u>推**進部門を設置**し、**全庁的な協力体制を構築**。</u>

### Step 2 方針の決定

定

### Step 3

規制の洗い出し 類型・フェーズの当てはめ

- ・推進部門は、**規制の洗い出しのための照会様式を作成**し、規制所管部門に照会を実施。
- ・規制部門は、規制の洗い出しや類型、現在のフェーズ、根拠の分類 (※) 等を確認し照会に回答。 ※規制根拠の分類 (a) 国等における規制の見直しを踏まえた上で対応する規制
  - (b) 地方公共団体が自らの判断で主体的に見直しを進められる規制

#### Step 4

規制の見直しの検討

- ・推進部門は、規制所管部門の回答を「**適合性点検対象リスト**」として取りまとめ、一覧化する。
- ・<u>推進部門と規制所管部門が連携の下</u>、見直し後のフェーズや方法等を検討し、見直しの方向性を確定。

## Step 5

規制の見直し

- ・規制所管部門は、要見直しの規制について、<u>条**例や様式の改正、</u> 運用等の必要な見直し**を行う。</u>
- ✓規制に係る複数の条例改正を一括して議会に提出することも考えられる。
- ✓必要な技術の選定には事務局が作成する「テクノロジーマップ」(※)の活用を推奨。

#### 【参考】見直しの先行事例

- ドローンの活用により、 森林整備事業における 目視検査を代替できるよう 訓令を改正して措置(A町)
- オンライン会議システムの 活用により、介護相談員に よる介護施設等への訪問を オンラインで実施できるよう、 訓令を改正して措置(B町)



類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理し、一般に公表

# 地方公共団体向けマニュアルに関する説明会の実施について

○ 「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」の趣旨と概要を各地方公共団体に周知し、次年度に向けた体制検討を呼びかける観点から、マニュアルの公表に併せて、地方公共団体向け説明会を開催

# スケジュール

・11月14日(月)

説明会案内発出

・11月18日 (金)

マニュアル公表

・11月18日(金)~22日(火)

説明会開催(WebEx)

※ 全国を3ブロックに分け、ブロックごとに実施

第1回[11月18日(金)]:北海道~埼玉県(590団体)

第2回[11月21日(月)]:千葉県~大阪府(598団体)

第3回[11月22日(火)]:兵庫県~沖縄県(605団体)

## 出席対象者

- ・各都道府県 企画部門又は行政改革部門担当者
- ・各市区町村 企画部門又は行政改革部門担当者
- ※ 地方公共団体全体の事務に関わり、また、取組の推進に当たっては、 首長等の幹部のリーダーシップが重要であることから、各団体の企 画部門の担当者が出席することを想定

## 開催方法

・ウェビナー(オンライン開催)

## 内容

- ・デジタル臨時行政調査会の取組の概要、マニュアルの趣旨
- ・マニュアルの概要
- ・今後の取組について
- 質疑応答

(20分程度)

(20分程度)

(5分程度)

(15分程度)

# 地方公共団体向けマニュアルに関する説明会の実施結果

## ◆ 参加団体数

第1回[11月18日(金)]:138団体(宮城県、埼玉県、札幌市、川口市等)

第2回【11月21日(月)】:238団体(千葉県、岐阜県、三重県、大阪府、千葉市、京都市、大阪市、品川区等)

第3回 [11月22日 (火)] :195団体 (京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本市等)

## ◆ 主な意見・質問と対応

- ・ アナログ規制の洗い出し作業に苦労している。デジ臨事務局において、点検の必要があるアナログ規制を含む 条例等を、整理・提供いただけないか。
- ・ 条例委任を行っている国の法令を一覧で整理していただけないか。
- → 見直し事例の情報収集を進め、全国への情報共有を検討
- 技術カタログについても情報提供を御願いしたい。
- → 「対面講習」について10月末にデジタル庁HPで公開。今後も最新の取組状況を発信。
- · 都道府県の幹部に直接、取組を要請することなど検討しているか。
- → 現時点で、具体的な予定はない。
- 既に本県で取り組んでいる手続のオンライン化との関係をどのように整理すればよいか。
- → 各団体の状況に応じて、取組内容は御検討いただきたい。いちから着手していただく必要はない。
- ・ マイナンバー事務系の業務におけるテレワークの導入可否やWiFiの活用可否について要件を明確化してほしい。
- ・ 税の特別徴収情報について、銀行からFD等の記録媒体で提出されるため、システムへの取込作業が必要となって いる。LGWAN経由の提出を可能にしてほしい。

# 地方公共団体のアナログ規制の見直しのための共創PFの活用

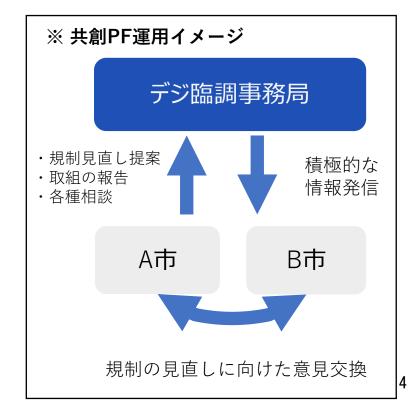
目的

デジタル臨時行政調査会事務局

- ✓ アナログ規制の見直しは、住民により近い行政サービスを提供する都道府県・市町村での取組が重要であり、 各自治体において見直しの機運を醸成することが必要
- ✓ デジタル臨調事務局においても、今後の取組の検討のため、自治体と双方向のやりとりを行い、自治体が抱える課題を把握する仕組みが必要
- √ 各自治体で、共通の課題を抱えていることも想定されるため、**自治体同士の情報共有・連携を行える場がある ことが望ましい**
- デジ臨の取組に関する事務局からの積極的な情報発信や、自治体との意見交換、自治体間の情報共有等を目的として、 デジタル改革共創プラットフォーム(共創PF)上に、「デジタル臨時行政調査会」のチャンネルを作成する。 (11月18日(金)より開設)

### 共創PF運用想定

- デジ臨調事務局⇒自治体
  - ・ デジタル臨調としての国の法令見直しの動きを情報発信
  - ・条例等のアナログ規制の見直しの取り組み支援に関する情報発信
  - ・規制見直しの優良事例の共有
- 自治体⇒デジ臨調事務局
  - ・自治体からの国の法令等に基づくアナログ規制の見直しの提案
  - ・規制の見直しの取り組み報告
  - ・進め方や見直し方針に関する各種相談
- ○自治体⇔自治体
  - ・自治体間の規制見直しの事例の共有。
  - · 各種意見交換



# (デジタル実装タイプの活用) アナログ規制の見直しとデジタル技術の実装



#### 概要

」デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(仮称)) デジタルサービス事例特化説明会資料(令和4年11月28日・内閣官房 / 内閣府)より抜粋

- 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】(令和4年11月18日※1)を踏まえ、デジタル原則(※2) 適合性の観点から規制の見直し(※3)を実施し、デジタルの活用とそれによる地域の課題解決・住民の利便性向上を図る取組
- \* 1 https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/manual-analog-regulation-review/
- ※2 デジタル臨時行政調査会(会長:内閣総理大臣)において、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に 通底する指針として策定(①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則)





● 「対象〕デジタル技術の実装に要する費用等

<活用イメージ>

#### 目視規制の 見直し

ドローン活用による 現地検査の代替

(例) 森林整備事業における現地検査を、ドローンの活用により代替 → 林業の活性化・森林保全に寄与

【●●町民有林整備事業竣工検査要領】

第~条 検査は、書類検査及び現地検査とし、申請のあった…事業内容ごとの施業地1箇所ごとに、原則として行うものとする。 2 <u>UVA(ドローン等の無人航空機)</u>で撮影したオルソ画像等が添付された申請があった場合は、当該オルソ画像で現地の状況を 確認することとし、現地検査を省略することができるものとする。



# オンライン面談の 導入

- (例) 介護サービス相談員のオンラインでの相談実施
  - → 関係者の負担軽減、地域福祉の向上に寄与
  - 【●●町介護サービス相談員派遣事業実施要綱】

第〜条 町長がやむを得ない理由があると認める場合は、… 介護相談員は、電話又は映像及び音声を共有して相手の 状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことがで きる<u>オンライン会議システム</u>を使用する方法により、…<u>訪問</u> に代えることができる。



#### 対面講習規制の 見直し

講習のデジタル化

- (例) 救命講習のオンライン化
  - → 受講者の拡大・利便増進に寄与
- 【●●町応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱】 ~ 座学部分については、eラーニングや、オンラインによる双 方向のLIVE講習(以下「オンライン講習」という。)の活用を可 能とする。・・・



【参考】 講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果(デジタル庁)

https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/